

はじめに

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ共に責任を担うべき社会です。

国では、男女共同参画社会の実現は、少子高齢化、人口減少が進む社会において、多様性と活力を高め、経済の発展や男女の機会平等を担保する上で、社会全体で取り組むべき最重要課題と位置づけています。

東大阪市においても、平成 15 年（2003 年）に「男女共同参画推進プランひがしおおさか 21」を策定し、一部改定を経て、平成 23 年（2011 年）に「第 3 次東大阪市男女共同参画推進計画～東大阪 ^{はばたき} みらい 翔プラン～」を取りまとめました。

この度、計画策定から 5 年が経過するにあたり、平成 27 年（2015 年）に制定された女性活躍推進法や社会経済動向の変化、男女の社会参画の実態などを踏まえ、一部改定を行いました。

計画では、あらゆる人の人権が尊重され、活躍できる社会の実現をめざし、性別や家族形態、国籍などにとらわれない多様性を認め合う視点を取り入れています。また、男性に向けた男女共同参画の推進や、男性も含めた市民一人ひとりが自分らしく生活するためのワーク・ライフ・バランスの推進、DV（ドメスティック・バイオレンス）の根絶や被害者対策などに引き続き重点的に取り組むとともに、昨今の課題となっているインターネットを通じた人権侵害への対策などを新たに盛り込んでいます。

終わりに、本計画の策定にあたり、市民の皆さまには意識調査やパブリックコメントなどにより貴重なご意見をいただきましたことに感謝申し上げますとともに、本計画の策定にあたり熱心にご審議いただきました東大阪市男女共同参画審議会委員の皆さまに心よりお礼申し上げます。

平成 28 年（2016 年） 3 月

東大阪市長 野田 義和

もくじ

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	2
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画期間.....	3
4. 社会動向.....	4
5. 東大阪市の男女共同参画を取り巻く現状.....	12
第2章 計画の基本的な考え方.....	17
1. めざす姿.....	18
2. 基本理念.....	18
3. 計画全体に関わる基本的視点.....	19
4. 重点項目及び重点施策の設定.....	20
5. 計画推進のための指標の設定.....	21
6. 施策の体系.....	22
第3章 計画の内容.....	25
基本方針Ⅰ.....	26
基本方針Ⅱ.....	35
基本方針Ⅲ.....	48
基本方針Ⅳ.....	57
第4章 計画の推進.....	65
1. 庁内推進体制の強化.....	66
2. 条例に基づく施策の推進.....	67
3. 計画の進捗管理.....	68
4. 男女共同参画社会づくりの拠点の充実.....	68
資料.....	69

(用語の説明、関連法・条例、審議経過等)

〔用語の説明は、本編で語尾右上に*が付いている用語について掲載しています。
また、同一ページ内で複数登場する場合は、最初の用語に*を付けています。〕